

2 消 安 第 3108 号
令和 2 年 10 月 16 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号。以下「法」という。）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第3号の規定に基づき、下記事項に係る法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の2の規定に基づき、次の飼料添加物の安全性についての確認を行うこと

Komagataella pastoris 132 株を利用して生産されたフィターゼ



Komagataella pastoris 132 株を利用して生産されたフィターゼに係る 食品健康影響評価について

1. 趣旨

「*Komagataella pastoris* 132 株を利用して生産されたフィターゼ」については、令和元年 10 月 31 日付けで Huvepharma Japan 株式会社から組換え DNA 技術応用飼料添加物の安全性確認の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品の概要

本申請品目は、*Komagataella pastoris* GS115 株を宿主として、フィターゼの生産効率を高めるため、*Escherichia coli* B 株由来のフィターゼ遺伝子が導入された生産菌 *Komagataella pastoris* 132 株によって生産される。

3. 酵素の機能

フィターゼは、飼料中に含まれるフィチンリンの加水分解を触媒する。

4. 利用目的及び利用方法

本品目は、飼料中に含まれるフィチンリンの利用効率を高めるために、鶏、豚及び養殖水産動物用配合飼料に添加して利用される。また、フィチンリンの利用効率が高まることで、排泄物中のリンが減少し、リンによる環境負荷を低減することが期待される。

5. 海外の状況

EU、米国、カナダ、オーストラリア、スイス、ウクライナ、アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、チリ、ドミニカ、ニカラグア、パナマ、ブラジル、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、タイ、トルコ、フィリピン、ベトナム、ヨルダン、エジプトにおいて飼料用添加物として承認・販売されている。

6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官庁報告等の手続きを進める。